**ガソリン・軽油の容器（携行缶等）への詰替え販売時の留意事項**

　農業用機械、発電機、草刈機、船外機等の燃料の需要（販売）が高まる時期において、１日当たり指定数量以上のガソリン及び軽油の容器への詰替え販売に際しては、次の事項を遵守すること。

記

１　容器（携行缶等）への詰替えの際は、満量停止装置（オートストップ機構）が確実に作動する給油ノズルを使用すること。

２　容器（携行缶等）への詰替え作業は、原則として危険物取扱者（乙種第４類免状）である従業員が行うこと。

３　顧客一人につき、指定数量以上の詰替え販売を行わないこと。

参考

・指定数量　ガソリン２００リットル・軽油１０００リットル

令和　　年　　月　　日

事業所住所

（店舗住所）

事業所名

（店舗名称）

保安監督者名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞